

小・中学生がよく利用する 障害福祉サービスについて

～放課後等デイサービス・相談支援を中心に～

茅ヶ崎市自立支援協議会 つながり支援部会

目次

1 放課後等デイサービスについて

2 相談支援について

3 障害福祉サービスの種類

1 放課後等デイサービスについて

根拠法と位置づけ

児童福祉法

(2012年に位置づけられ4月1日より施行)



障害児通所支援事業
(実施主体：県)

サービスの目的

* その子に沿った成長発達を促すために

保護者・利用児童が
事業所を自由に選択することができる
契約に基づく
「療育機関」です。

そのために、アセスメントやモニタリングを行い、
個々に沿った目標設定や目標達成のための支援内
容等を記載した

「個別支援計画書」の作成
が義務付けられています。

放課後等デイサービス

○ 事業の概要

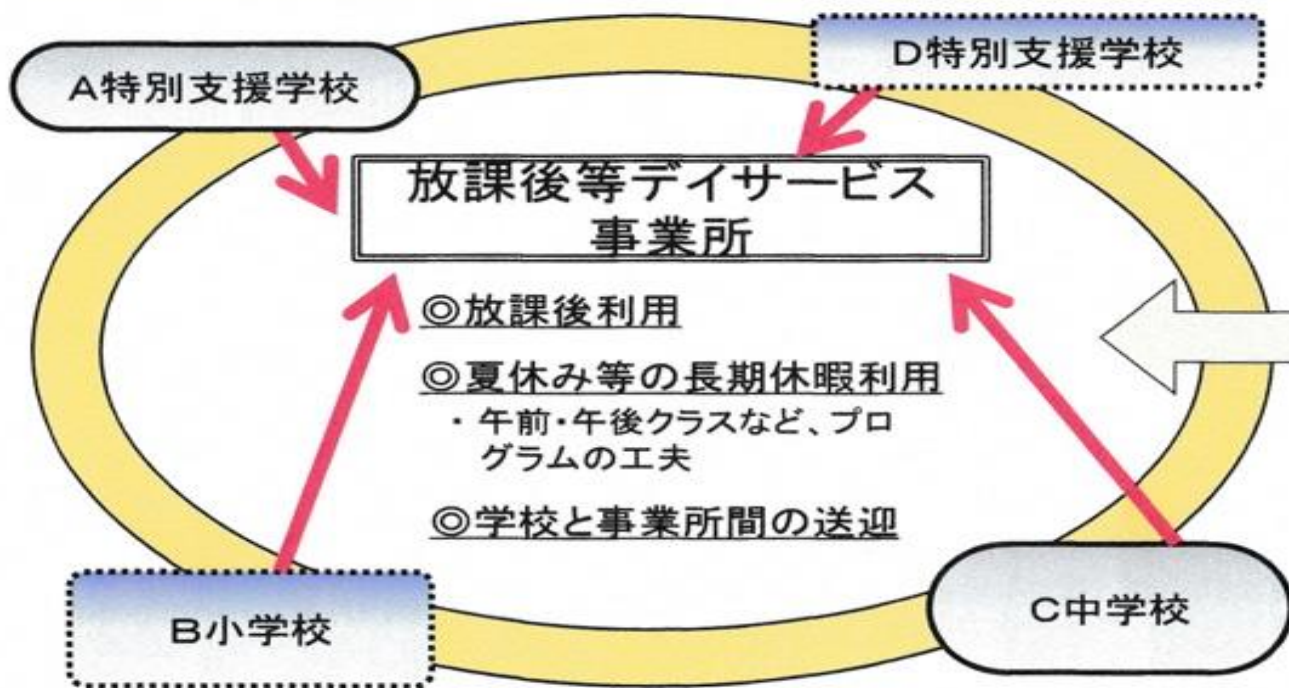
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(* 引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

利用対象者

小学一年生～高校生（18歳未満）

* 学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害のある児童で、
市町村から受給者証の交付を受けている方。

支援が必要な児童とは？

- ① 身体に障害のある児童
- ② 知的に障害のある児童
- ③ 精神に障害のある児童（発達障害児含む）
- ④ 障害者総合支援法第1条に規定する特殊の疾病に該当する難病等の児童

※市町村が通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む。



放課後等デイサービスの基本的役割

放課後等デイサービスは、子どもに必要な支援を行う上で、

“ 学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる ”

とされています。

また、利用児童への支援のみならず、

“ 保護者支援（相談対応・ペアレントトレーニング・レスパイトケア）も基本的役割 ”

として担っています。

保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待されています。

（厚労省 障害児支援施策 放課後等デイサービスガイドライン 抜粋）

どんな療育をしているのだろうか・・・



放デイによって、特徴は様々

茅ヶ崎市以外の市町村含め、全般的な特色として・・・

- ▶ 運動に特化
- ▶ リハビリに特化
- ▶ 学習に特化
- ▶ SST（ソーシャルスキルトレーニング）に特化
- ▶ 重度心身障害児・医療的ケアの受入れに特化

2 相談支援について



相談したいけどどこにすれば良いの？

学校が終わってから安心して友達と過ごせる場所が欲しい。

家で困った行動をするけど、どうしたらいいの？

親が体調を崩した時、用事がある時、預かってもらえるところはある？

バスや電車に乗る練習をして、外出したい。



一般的な相談



このような会議で学校での様子を伺えると、支援のヒントになると思っています。

◎委託相談支援事業所へ相談

相談内容

- ・ サービスを受けていない方、セルフプランの方の相談
- ・ お子さんの発達のこと、生活上のお困りごとなどの相談



支援内容

どんな支援が必要か、相談員と一緒に考えていきます。

- ・ 必要なサービスや支援の情報提供、助言、連絡調整
- ・ 必要に応じて、親御さんや関係機関とケアカンファレンスを開催。（ご本人に合った支援を考えます。）
- ・ 専門機関の紹介。必要に応じて行政と連携。

障害児相談支援

◎障害児相談支援事業または委託相談支援事業所へ相談



このような会議で学校での様子を伺えると、支援のヒントになると思っています。

相談内容

- ・サービス利用している方、これから利用する予定の方の相談
- ・サービス利用に関する相談、ライフステージごとの生活面など

支援内容

相談支援専門員が、お話を伺い、ご本人、ご家族の状況、生活の希望、課題などを確認し、アセスメントをして、ご本人、ご家族の生活に対する意向、支援方法などを記載した障害児支援利用計画を作成。

サービス担当者会議を開催し、計画書の確認、支援方法に関係機関で共有。必要時、その都度ケアカンファレンス開催。

適切な期間毎に、サービス利用の見直し（モニタリング）。

相談支援事業所 一覧（児童の相談を受けている事業所）

施設名	住所	一般的な相談	障害児 相談支援
障害者生活支援センター	新栄町	○	○
生活相談室とれいん	元町	○	○
地域生活支援センター元町の家	元町	○	○
相談支援センターつみき	松が丘	○	○
児童発達支援センター うーたん	今宿		○
トムトム相談室	萩園		○

3 障害福祉サービスの利用について

●障害福祉サービスの種類

『障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）』に基づくサービス

- ・・・【自立支援給付】
介護給付（短期入所、居宅介護 ほか）
訓練等給付
補装具費支給制度

『児童福祉法』に基づくサービス

- ・・・【障害児通所給付】
児童発達支援、保育所等訪問支援、
放課後等デイサービス ほか

地域生活支援事業 その他
（市が実施主体となり実施するサービス）

- ・・・ 相談支援、日中一時支援、
移動支援、日常生活用具支給 ほか